

資料 1

1 関係行政機関及び推進協議会における平成24年度取組み方針について

【関係行政機関取組み方針】

《広島県》

- 1 動物愛護教育の充実
 - 学校飼育動物の飼育状況調査
 - 動物愛護教室等における更なる啓発の推進
 - ・不妊去勢の重要性
 - ・人と動物の共通感染症
- 2 ホームページの充実
 - 適正飼養に関するページの充実
 - 飼い主不明動物の返還促進
- 3 動物愛護推進員の活動の推進
- 4 譲渡動物飼養者に対する適正飼養の支援拡充
- 5 災害時対策の啓発の推進
- 6 動物愛護管理法の諸規定見直しの円滑な周知及び運用

《広島市》

- 1 犬・ねこの所有権放棄の有料化
 - 平成24年7月を目途に準備を進めている。
 - 引取り手数料は広島県、呉市と同額を予定。
 - 引取り定点については、6定点から4定点に削減予定。
- 2 動物愛護教室の充実
 - 幼稚園・小学校・中学校に飼育動物の頭数調査等のアンケートを実施し、動物愛護教室の目的・内容を再検討する。
- 3 動物愛護推進員の活動の推進
 - 平成23年度活動報告書を取りまとめ、活動の支援等を検討する。
- 4 狂犬病予防注射接種率の向上
 - 20才以上の高齢犬の生存確認等接種率の向上に向けた取り組みを行う。

《呉市》

- 1 動物愛護推進員の活動支援
- 2 ホームページや新聞掲載の活用による譲渡推進
- 3 不妊去勢の推進

《福山市》

- 1 ホームページによる迷い犬・ねこの情報を掲載
- 2 不妊・去勢の普及啓発の徹底
 - 譲渡講習会，しつけ講習会での普及啓発強化
 - ホームページへの掲載，リーフレット配布等による普及啓発

【推進協議会取組み方針】

推進計画の目標達成に向けて，平成24年度の重点方針を定めて推進協議会として取り組む

- 1 不妊・去勢の普及啓発の徹底
 - 引取り数を削減するために，リーフレットの配布，ホームページへの掲載等により引き続き普及啓発を行う。
- 2 動物愛護管理法改正に係る周知の徹底
 - 平成24年に改正予定である動物愛護管理法について，各センター，協議会構成団体及び動物愛護推進員等により周知の徹底を図る。